

女子医大事件

上層部に「ミスなし」報告

上司の言葉に 隠蔽指示と解釈 瀬尾医師認識

東京女子医科大学病院の心臓手術ミスで平柳明香さん(当時12)が死亡した事故で、手術チームの上司が、病院内層部に「事故ではない」と報告していた。証拠隠滅の罪で起訴された医師は、この言葉を隠蔽の指示と受け取ったという。明香さんの死直後、大学に告発文が寄せられたが、本格調査は3カ月半以上行われなかった。今回、病院内層部の刑事責任は問われないが、事故後の対応をたどると、隠蔽体質が見えてくる。

集中治療施設(ICC)術を実施した。瀬尾医師(46)は昨年3月2日に手術を実施した。瀬尾医師(46)は昨年3月2日に手術を実施した。瀬尾医師(46)は昨年3月2日に手術を実施した。瀬尾医師(46)は昨年3月2日に手術を実施した。

医師2人を起訴 業務上過失致死罪など

東京地検は19日、医師佐藤一樹容疑者38を業務上過失致死罪で、手術チーム責任者の医師瀬尾和宏容疑者を証拠隠滅罪でそれぞれ起訴した。医師は01年3月2日の手術ミスで、集中治療施設記録の肺孔数値を書き換えさせたうえ、法で操作を始めたが、

低温療法は、脳の温度を低温に保って腫れを抑える方法で、脳障害を起した患者に施される。心不全の治療法ではない。

明香さんが死亡した3日後の8日、理事長のもとに「人工心臓の操作ミスが原因で、瀬尾医師がミスを隠した」と匿名の内報告文が届いた。

「カルテを改ざんした」として医師として深く反省していません。裁判においては進んで真実を述べ、ご遺族の疑問に答えたい」とコメントした。佐藤医師の弁護団は「本人は(事故について)医師として十分反省している。刑事責任の有無は、証拠に基づいて厳格に判断されるべき」と考える」との談話を出した。

東京女子医科大学病院心臓手術ミス事件の経緯

- 2001年
 - 3月2日・明香さんが東京女子医科大学病院で心臓手術を受ける
 - 5日・脳循環不全で死亡
 - 瀬尾医師がICU記録の改ざんを看護長らに指示
 - 8日・瀬尾医師が人工心臓記録の改ざんを臨床工学技士らに指示
 - 人工心臓の操作ミスと記録改ざんを指摘する文書が大学経営陣に届く
 - 9日・明香さんの父親利明さんのもとにも同じ内容の手紙が届く
 - 瀬尾医師の上司の主任教授が「事故ではない」と当時の病院長に報告
 - 5月25日・利明さんが病院側に人工心臓などの調査を要請
 - 6月21日・病院側が死亡原因調査委員会を設置
 - 10月3日・同委員会がミスと記録改ざんによる隠蔽を認める報告書をまとめる
 - 12月8日・瀬尾、佐藤両医師らが利明さんをたずね、謝罪
 - 12月29日・手術ミスと隠蔽工作が表面化し、記者会見。病院長は謝罪
- 2002年
 - 1月8日・利明さんが瀬尾医師ら6人を業務上過失致死容疑などで警視庁に告訴
 - 9日・厚労省と東京都が病院に立ち入り検査
 - 2月18日・再発防止などを条件に病院側と両親の間で示談成立
 - 6月28日・瀬尾医師と佐藤医師を警視庁が逮捕
 - 病院側が会見し、特定機能病院の承認返上と心臓移植の自粛を表明
 - 7月12日・厚労省は特定機能病院の承認を取り消す行政処分を決定

当時の病院長による「操作ミスではない」と報告していた。主任教授は「操作ミスはない。事故ではない」と説明したという。瀬尾医師は「隠蔽しろ」という意味を受け取った」とし、病院長に「そんな」と説明している。その後、明香さんの父親が9月下旬、人工心臓被覆体の調査を病院に求めた。大学が調査委員会を設置したのは、それからさらに約1カ月後の6月21日。事故から3カ月半が過ぎていた。病院長と主任教授は昨年3月末にも年に定年退職。2人の後任者も事故の引き継ぎは受けていなかった。

女子医大小児心臓手術事故
2 医師起訴
2002年7月20日 朝日新聞